

令和5年度 新任自治会長説明会

～自治会に対する各種補助
金・支援制度等について～

コミュニティ課

各種補助金等について

自治会等交付金制度

【対象】

- ・ 行政文書等の回覧又は配布
- ・ 環境の衛生及び美化に関する協力
- ・ 各種募金運動への協力

【交付金額】

世帯数（10月1日時点）×220円

交付金について

自治会等掲示板設置等補助金

【対象】

自治会等が設置する掲示板設置費及び修繕費の一部

※設置する前年度中（8月頃まで）にご要望いただく必要があります。

【補助金額】

補助対象経費の1 / 2

（掲示板の設置（新設・建替え）の場合、保護板のあり・なしにより補助金額の上限が異なります。）

保護板とは



通常



雨風対策（保護板付）

掲示板が濡れないよう、また、悪戯されないように保護するガラス板やアクリル板のことを指します。

自治会等掲示板設置等補助金

【補助金額】

① 掲示板を新設・建替える場合

- ・ 保護板あり

補助対象経費 × 1 / 2 (限度額5万円/基)

- ・ 保護板なし

補助対象経費 × 1 / 2 (限度額3万円/基)

② 掲示板を修繕する場合

補助対象経費 × 1 / 2 (限度額2万円/基)

自治会館維持管理費補助金 (経常的経費)

【対象】

自治会館の維持管理に関する経常的な経費の一部

【補助金額】

～99㎡	：56,000円以内
100㎡～199㎡	：72,000円以内
200㎡～	：104,000円以内

※自治会館の延べ床面積に応じて算出

各種補助金について

自治会館維持管理費補助金 (臨時的経費)

【対象】

- ① 大規模修繕に要する経費（20万円以上）の一部
- ② 冷暖房機器設置に要する経費（5万円以上）の一部

※工事着工の前年度（8月頃まで）にご要望いただく必要があります。

【補助金額】

補助対象経費 × 1 / 3（限度額100万円）

各種補助金について

自治会館建設事業費補助金

【対象】

自治会が実施する自治会館建設事業に要する経費の一部

【補助金額】

- ・新築：補助対象経費 × 1 / 2 (限度額あり)
- ・増築：補助対象経費 × 1 / 2 (限度額300万)
- ・トイレの改造：補助対象経費 × 1 / 3
(汲み取り式から水洗への改造のみ対象)

コミュニティ助成事業補助金

※コミュニティ関連のみ

①一般コミュニティ助成事業

【対象】

自治会活動に直接必要な設備等の整備（建築物、消耗品は除く）に関するもの。

【助成額】 100万円～250万円

※前年度にご要望いただく必要があります。

※一般社団法人である自治会は対象外です。

※多数の自治会から応募があった場合は抽選で2自治会に絞らせていただきます。

主催：財団法人 自治総合センター

コミュニティ助成事業補助金

※コミュニティ関連のみ

②コミュニティセンター助成事業

【対象】

集会施設の建設、整備、修繕に必要な費用の一部

【助成額】

対象事業費の5分の3以内の金額

(限度額1,500万円以内)

※前年度にご要望いただく必要があります。

※認可地縁団体のみご応募可能です。

※多数の自治会から応募があった場合は抽選で2自治会に絞らせていただきます。

主催：財団法人 自治総合センター 11

自治会に対する支援制度等について

印刷の支援

【対象】

自治会活動に直結する印刷物
(会報、チラシ、総会資料等)

【費用】

原稿作成費用：片面1枚につき50円

印刷費用：片面1枚につき1円

【その他】

用紙は持ち込みをお願いします。

1原稿につき30枚以上

印刷には1週間程度かかります。

※年度末、年度初めは混みあうため、通常よりお時間がかかります。

自治会加入促進リーフレットの提供

【申請方法】

『自治会加入促進リーフレット印刷申込書』
をコミュニティ課へ提出してください。

【その他】

印刷物は白黒での提供。

電子データ（PDF）はカラーでの提供。

印刷申し込みは30枚以上から

自治会活動物品の貸出等

【提供】

回覧板

【貸出】

行事用テント 1間×1間・・・35張

2間×3間・・・10張

【非接触型体温計】

10台（1自治会あたり貸出しできるのは1台まで）

【無償貸与】

掲示板（ボードのみ）

市民活動災害補償保険制度 (コミュニティ保険)

自治会等が行う「公益性のある活動」の際にケガをしたり、主催者が賠償責任を問われた場合の補償制度です。

※この制度の対象となっている活動や補償内容は全ての事故を保証するものではなく、必要最小限の補償となっています。活動内容を考慮し、他の保険に加入するなどご検討ください。

【対象外の事例】

飲酒時・スポーツ活動・危険を伴う活動・地域清掃において、動力を使用した機器（草刈り機等）を起因としたものなど

自治会運営の
サポートについて

自治会員情報の取扱いについて

改正・個人情報保護法が平成29年5月30日に全面施行され、自治会も法律の対象となりました。

【対応例】

- ・名簿等を作成する場合、使途（自治会員に配布するため等）を明示した上で集める。
- ・転居等により脱会した会員の情報は、速やかに消去し、名簿を正確かつ最新の内容に保つ。

個人情報保護委員会
個人情報保護法相談ダイヤル
03-6457-9849

個人情報の
取扱いについて

自治会館を所有している 自治会の方へ

自治会館の収容人数が30人以上の場合
防火管理者の選任と消防署への届出が
必要になります。

※30人未満の場合でも届出が必要になる場合があります。

詳細は最寄りの消防署へお問い合わせください。

自治会館を所有して
いる自治会の方へ

自治会長感謝状贈呈制度 について

表彰制度について

自治会長を通算して5年以上務め、地域のリーダーとして、また市と地域の架け橋として市政の伸展や地域住民の福祉向上に寄与いただいた功績がある方に対し、自治会長を退任された翌年度に感謝状を贈呈させていただきます。

ご清聴ありがとうございました